

第3章 目指す姿及び推進する施策

4 推進する施策を構成する具体の取組

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

ア 心身ともに健やかに生活できる環境をつくります

イ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくります

ウ 子どもの貧困対策を推進します (子どもの貧困対策推進計画関連施策)

- (ア) 教育の支援
- (イ) 生活の安定に資するための支援
- (ウ) 保護者に対する職業生活の安定と向上のための支援
- (エ) 経済的支援

エ 児童虐待防止対策を推進します (児童虐待防止アクションプラン関連施策)

オ 社会的養育体制の充実を図ります (社会的養育推進計画関連施策)

カ 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

- (ア) 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり
- (イ) 豊かな体験活動の充実

キ 健全で、自立した青少年を育成します

- (ア) 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進
- (イ) 愛着を持てる地域づくりの推進
- (ウ) 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進

ク 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】

ケ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】

- (ア) 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
- (イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

コ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】

サ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

- (ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- (イ) 特別支援教育の多様なニーズへの対応
- (ウ) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

シ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります

- (ア) いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
- (イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

ス 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます

- (ア) 安心して学べる環境の整備
- (イ) 目標達成型の学校経営の推進

セ 地域に貢献する人材を育てます

- (ア) 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進
- (イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

ソ つながりや活力を感じられる地域コミュニティを基盤に、自助、共助、公助による防災体制をつくります

- (ア) 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり
- (イ) 県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上(自助)
- (ウ) 地域コミュニティにおける防災体制の強化(共助)
- (エ) 実効的な防災・減災体制の整備(公助)

タ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます

- (ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進
- (イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進
- (ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進
- (エ) 交通事故抑止対策の推進

チ 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます

ツ 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

(2) 子育て家庭を支援する

ア 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します

イ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

ウ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります

エ 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります

- (ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進
- (イ) 様々な状況にある子育て家庭への支援
- (ウ) 子どもの慢性疾病、障がいの予防に対する支援
- (エ) 障がい児の療育支援体制の充実
- (オ) 家庭教育を支える環境づくりの推進

オ ひとり親家庭の自立を支援します (ひとり親家庭等自立促進計画関連施策)

カ 多様な保育サービスの充実を図ります

(子ども子育て支援事業支援計画関連施策)

キ 仕事と生活を両立できる環境をつくります

ク 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります

- (ア) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり
- (イ) 快適で魅力あるまちづくりの推進

ケ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します

- (ア) 地域公共交通の利用促進
- (イ) 持続可能な地域コミュニティづくり

コ 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくります

(3) 子どもを生む世代が安心できる環境をつくる

ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します

イ 安全・安心な出産環境を整備します

ウ 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します

エ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します

(4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

ア 健康の維持、増進を図るとともに、要保護児童を支援します

- (ア) 被災者のこころのケアの推進
- (イ) 要保護児童への支援

イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します